

求職活動等におけるセクシャルハラスメントに関する基本方針

令和 8 年 9 月 1 日

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会

山梨県社会福祉協議会（以下「本会」といいます。）は、職員の採用活動において、すべての求職者や学生等（以下「求職者等」といいます。）が安心して採用試験の受験や本会への訪問などの求職活動等を行うことができるよう、職員による求職者等に対するセクシャルハラスメント行為を禁止するとともに、必要な措置を講じます。

1 求職活動等におけるセクシャルハラスメントの内容

本会は、職員が性的な言動により、求職者等に不快感を与え、求職活動等を阻害する行為を禁止します。

具体的には、次のような行為がセクシャルハラスメントに該当します。

- ・性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
- ・わいせつな図画の閲覧、配布、表示
- ・性的な内容の情報の流布
- ・不必要な身体への接触
- ・交際・性的関係の強要
- ・電話やSNS等による不必要な連絡
- ・その他、求職者等に不快感を与える性的な言動

2 求職活動等におけるセクシャルハラスメントが発生した場合の対応方針

- ・求職活動等におけるセクシャルハラスメントが生じた事実を確認した場合は、速やかに被害者の意向を踏まえて配慮措置（担当の変更、謝罪等）を行います。
- ・セクシャルハラスメント行為を行った職員に対しては、事実関係を確認のうえ、就業規則に基づき、厳正に対処します。
- ・対応に際しては、当事者のプライバシーに配慮するとともに、職員が事実関係の確認等に協力したこと等を理由に、不利益な取扱いはい行いません。

3 職員の採用活動におけるルール

- ・面接・面談は、本会の施設において、日中時間帯に行います。
- ・面接・面談においては、複数名で対応し、密室で一对一にならないようにします。
- ・求職者等への連絡には、公式な連絡手段（公文書・公用電話・メール等）を使用し、個人の連絡ツールにより直接連絡することを禁止します。

4 相談対応窓口

総務企画課 電話番号：055(254)8610（平日 8 時 30 分～17 時）

メールアドレス：soumu-01@y-fukushi.or.jp